小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護「基準チェックシート」

点検した結果を記載して下さい。

※令和３年（2021年）の制度改正に係る部分については下線部を付記し、留意事項を記載しています

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
				適	不適	非該当	
Ⅰ　基本方針等							
1	基本方針	要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において日常生活を営むことができるようにするための援助を行っていますか。	条例第82条 基準第62条	□	□	□	・運営規程
	介護予防	利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指していますか。	条例第218条 予防基準第43条	□	□	□	
Ⅱ　人員基準							
2	従業者の員数等	［介護の提供に当たる職員］ 夜間及び深夜の時間帯以外に介護従事者の員数は、通いサービスの利用者数が３又はその端数を増すごとに１以上配置していますか。	条例83条 基準第63条	□	□	□	・職員勤務表 ・職員名簿、雇用契約書 ・資格を確認する書類 ・出勤簿 ・就業規則 ・賃金台帳等 ・利用者の登録状況、利用状況
		訪問サービスについては、その提供に当たる従業者１以上配置していますか。		□	□	□	
		夜間及び深夜の時間帯の夜勤の員数１以上に加え、宿直１以上を配置していますか。		□	□	□	
		宿泊サービスの利用者がいない場合であっても、宿直又は夜勤従業者を配置していますか。 ※夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するための連絡体制がある場合は、配置しないことができる。		□	□	□	
		従業者のうち1以上の者は、常勤となっていますか。 →常勤（　　名）非常勤（　　名）		□	□	□	
		従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師となっていますか。 →看護師（　　名）准看護師（　　名）		□	□	□	
		［介護支援専門員］ 居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を配置していますか。（ただし、利用者の処遇に支障が無い場合は、他の職務等に従事することができる。）		□	□	□	
		介護支援専門員は以下の研修を修了していますか。 ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修		□	□	□	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
				適	不適	非該当	
3	管理者	管理者は常勤専従職員を配置していますか。	条例84条 基準第64条 予防基準第45条	□	□	□	・職員勤務表 ・職員名簿、雇用契約書 ・資格確認書類
		管理者が他の職務等を兼務している場合、業務に支障はないですか。 →　下記の事項について記載してください。 ・兼務の有無　（　有　・　無　） ・当該事業所内で他職務と兼務している場合はその職種名 （　　） ・事業所に併設する施設、同一敷地内の施設または法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の種類及び名称 （　　）		□	□	□	
		特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、３年以上認知症である者の介護に従事した経験がありますか。		□	□	□	
		次の研修を修了していますか。 認知症対応型サービス事業管理者研修（経過措置・みなし措置あり）適の場合、具体的内容を記載してください。 （　　）		□	□	□	
4	代表者	事業者の代表者又は地域密着型サービスの事業部門の責任者などは、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験がありますか。	条例85条 基準第65条	□	□	□	・資格を確認する書類
		次のいずれかの研修を修了していますか。 ・　痴呆介護実務者研修（基礎課程又は専門課程） （Ｈ16年度まで実施） ・　認知症介護実践者研修又は実践リーダー研修 （Ｈ17年度以降） ・　認知症高齢者グループホーム管理者研修 （Ｈ17年度実施） ・　認知症介護指導者研修 ・　認知症高齢者グループホーム開設予定者研修 ・　認知症対応型サービス事業開設者研修 （平成18年度以降）		□	□	□	
Ⅲ　設備基準							
5	登録定員	登録定員は29人（サテライトの場合は18人）以下ですか。 通いサービスの利用定員は、登録定員の1/2以上15人以下ですか。（登録定員が25人を超える事業所にあっては下記の数、サテライト型にあっては12人以下）となっていますか。 登録定員　　利用定員 26人又は27人　　16人 28人　　17人 29人　　18人 宿泊サービスの利用定員は、通いサービスの利用定員の1/3以上9人（サテライト型にあっては6人）以下ですか。	条例86条 基準第66条	□	□	□	・利用者の登録状況、利用状況
6	設備及び備品等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を備えていますか。	条例87条 基準第67条	□	□	□	・事業所平面図 ・設備・備品台帳 ・建築検査済証 ・消防検査済証 ・消防設備点検結果
		居間及び食堂は、それぞれ十分な広さを有し、その合計した面積は、３平方メートルに通いサービスの定員を乗じて得た面積以上となっていますか。		□	□	□	
		宿泊室の定員は1人ですか。また床面積は7.43平方メートル以上になっていますか。		□	□	□	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
				適	不適	非該当	
Ⅳ　運営基準							
7	内容及び手続きの説明及び同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	条例109条（第10条準用） 基準第3条の7	□	□	□	・重要事項説明書 ・利用申込書 ・同意に関する記録 ・利用者との契約書 ・パンフレット等
8	提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	条例109条（第11条準用）基準第3条の8	□	□	□	・要介護度の分布がわかる資料
9	サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	条例109条（第12条準用） 基準第3条の9	□	□	□	・サービス担当者会議の要点 ・情報提供に関する記録
10	受給資格等の確認	サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護（要支援）認定の有無及び要介護（要支援）認定の有効期間を確かめていますか。	条例第109条（第13条準用） 基準第3条の10	□	□	□	・被保険者証（写）等 ・利用者の個別記録
11	要介護認定の申請に係る援助	要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	条例第109条（第14条準用） 基準第3条の11	□	□	□	・利用者の個別記録
12	心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	条例第88条 基準第68条	□	□	□	・利用者の個別記録 ・サービス担当者会議録
13	居宅サービス事業者等との連携	サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、居宅サービス事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	条例第89条 基準第69条	□	□	□	・利用者の個別記録 ・指導、連絡等の記録 ・終了に際しての注意書
14	身分を証する書類の携行	従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分証を携行させ、初回訪問時及び求めに応じて提示するよう指導していますか。	条例第90条 基準第70条	□	□	□	・身分を証する書類
15	サービスの提供の記録	提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。	条例第109条（第21条準用） 基準第3条の18	□	□	□	・サービス実施票控 ・業務日誌 ・サービス提供票・別表
16	利用料等の受領	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	条例第91条 基準第71条	□	□	□	・サービス実施票控 ・サービス提供票・別表 ・領収書控 ・運営規程 ・重要事項説明書 ・預り金の出納簿
		法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。		□	□	□	
		下記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 ・　通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ・　通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合の交通費 ・　食事の提供に要する費用 ・　宿泊に要する費用 ・　おむつ代 ・　サービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用		□	□	□	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
				適	不適	非該当	
17	保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスではない、指定小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付していますか。	条例第109条（第23条準用） 基準第3条の20	□	□	□	・サービス提供証明書控
18	指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	事業所の開設から概ね6か月を経過した後については、自己評価を少なくとも年1回は行っていますか。	条例第92条 条例第227条 基準第72条 予防基準第65条	□	□	□	・運営規程 ・外部評価及び自己評価の記録
19	指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 （指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） （身体拘束等の禁止）	利用者の心身の状況等を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、妥当適切にサービスを提供していますか。	条例第93条 条例第225条 基準73条 予防基準第53条、第66条	□	□	□	・利用者に関する記録 ・業務日誌 ・居宅サービス計画書 ・小規模多機能型居宅介護計画
		利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮していますか。		□	□	□	
		サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明をしていますか。		□	□	□	
		サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていませんか。 また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 →身体的拘束等の有無（　有　・　無　）		□	□	□	・処遇に関する記録 ・（身体拘束を行った場合）身体的拘束等に関する記録
		通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていませんか。		□	□	□	
		登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等をしていますか。		□	□	□	
20	指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	介護支援専門員は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っていますか。	条例第228条 予防基準第66条	□	□	□	・モニタリングの記録
		介護支援専門員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っていますか。		□	□	□	・介護予防小規模多機能型居宅介護計画
21	居宅サービス計画の作成	管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	条例第94条 基準第74条	□	□	□	・居宅サービス計画 ・アセスメント記録 ・モニタリングの記録 ・サービス担当者会議録
		介護支援専門員は、登録者の居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行っていますか。		□	□	□	
22	法定代理受領サービスに係る報告	毎月、市町村（国民健康保険連合会）へ居宅サービス計画において法定代理受領サービスとして位置づけた者の情報を記載した文書を提出していますか。	条例第95条 基準第75条	□	□	□	・給付管理票
23	利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	登録者から申出があった場合、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	条例第96条 基準第76条	□	□	□	・居宅サービス計画

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
				適	不適	非該当	
24	小規模多機能型居宅介護計画の作成	管理者は、介護支援専門員に、登録者の小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させていますか。	条例第97条 基準第77条	□	□	□	・小規模多機能型居宅介護計画 ・居宅サービス計画 ・利用者の個別記録 ・サービス担当者会議の要点
		小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保ができていますか。		□	□	□	
		介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、小規模多機能型居宅介護計画を作成していますか。		□	□	□	
		小規模多機能型居宅介護計画を利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得、交付していますか。		□	□	□	
		小規模多機能型居宅介護計画作成後も、計画の実施状況や利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて計画の変更をしていますか。		□	□	□	
25	介護等	利用者の心身の状況に応じ、利用者が自主性を保ち、意欲的に日々の生活が送れるよう支援していますか。	条例第98条 基準第78条	□	□	□	・利用者に関する記録 ・小規模多機能型居宅介護計画
		利用者の負担によって、指定小規模多機能型居宅介護の一部を付添者等に行わせていませんか。		□	□	□	
		良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるよう、利用者とともに、食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行っていますか。		□	□	□	
26	社会生活上の便宜の提供等	利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めていますか。	条例第99条 基準第79条	□	□	□	・利用者に関する記録 ・小規模多機能型居宅介護計画
		日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等、必要に応じて同意を得た上で代わりに行っていますか。		□	□	□	
		利用者の家族に対し、会報の送付、行事への参加の呼びかけ等、利用者と家族の交流の機会を確保するよう努めていますか。		□	□	□	
27	利用者に関する市町村への通知	利用者が、正当な理由なしに利用に関する指示に従わないことにより、要介護等状態の程度を増進させたと認められるときは、その旨を市町村に通知していますか。	条例第109条 （29条準用） 基準第3条の26	□	□	□	・市町村に送付した通知に係る記録
		利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、その旨を市町村に通知していますか。		□	□	□	
28	緊急時等の対応	利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	条例第100条 基準第80条	□	□	□	・緊急連絡体制表 ・業務日誌
		緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めていますか。		□	□	□	
29	管理者等の責務	管理者は、介護従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	条例第109条 （60条の11準用） 基準第53条	□	□	□	・組織図、組織規程 ・業務分担表 ・業務日誌
		介護従業者に必要な指揮命令を行っていますか。		□	□	□	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
				適	不適	非該当	
30	運営規程 2021改正	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。 ・ 事業の目的及び運営の方針 ・ 従業者の職種、員数及び職務内容 ・ 営業日及び営業時間 ・ 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 ・ 指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 ・ 通常の事業の実施地域 ・ サービス利用に当たっての留意事項 ・ 緊急時等における対応方法 ・ 非常災害対策 ・ 虐待の防止のための措置に関する事項 ・ その他運営に関する重要事項	条例第101条 基準第81条	□	□	□	・運営規程 ・重要事項説明書
31	勤務体制の確保等	利用者に対し、適切な指定小規模多機能型居宅介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めていますか。	条例第109条 （60条の13準用） 基準第30条	□	□	□	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表（原則として月ごと） ・研修受講修了証明書 ・研修計画、出張命令 ・研修会資料 ・認知症介護基礎研修修了証等 ・ハラスメント防止に関する指針等
		事業所の従業者によってサービスを提供していますか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務は、この限りではありません。		□	□	□	
		介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。		□	□	□	
	2021改正	全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 ※令和6年3月31日までの経過措置あり。新入職員については採用後1年間の猶予期間あり。		□	□	□	
	2021改正	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じていますか。 ※方針の明確化その他の必要な措置は以下のとおり イ　事業主が講ずべき措置の具体的内容 a　事業主の方針等の明確化及びその周知、啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b　相談（苦情含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 ロ　事業主が講じることが望ましい取組 ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組） ※「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」（いずれも厚生労働省HP）等を参考とすること		□	□	□	
32	定員の遵守	登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスを提供していませんか。（ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。）	条例第102条 基準第82条	□	□	□	・利用者名簿 ・運営規程

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
				適	不適	非該当	
33	業務継続計画の策定等 2021改正	感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していますか。 ※令和6年3月31日までの経過措置あり 業務継続計画には以下の項目等を記載すること イ 感染症に係る業務継続計画 ａ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） ｂ 初動対応 ｃ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ロ 災害に係る業務継続計画 ａ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ｃ 他施設及び地域との連携 各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」、「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」等（厚生労働省HP）を参照すること	条例第109条 （第33条の2準用） 基準第3条の30の2	□	□	□	・業務継続計画（感染症） ・業務継続計画（非常災害） ※それぞれ必要な内容が記載されていれば一体的な計画でも可
		従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（※）に実施していますか。 ※研修、訓練とも年２回以上。新規採用時には別に研修を実施すること。		□	□	□	・訓練実施記録
		定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。		□	□	□	
34	非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 避難訓練等に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。	条例第103条 基準第82条の2	□	□	□	・消防計画 ・非常災害対策計画 ・避難確保計画（浸水想定区域内又は土砂災害計画区域内に立地している場合） ・避難訓練等の実施記録
	関連法改正	浸水想定区域内又は土砂災害計画区域内に立地している場合、避難確保計画を作成済みですか。		□	□	□	
35	協力医療機関等	利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。	条例第104条 基準第83条	□	□	□	・協力医療機関との契約書 ・協力歯科機関との契約書 ・緊急時対応に係る特養等との契約書等
		あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。		□	□	□	
		サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えていますか。		□	□	□	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
				適	不適	非該当	
36	衛生管理等	利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。	条例109条（60条の16準用） 基準第33条	□	□	□	・水質検査等の記録 ・受水槽、浴槽の清掃記録 ・衛生管理マニュアル等
	2021改正	事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 イ　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っている。 ロ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備している。 ハ　従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施している。 ニ　インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、別途発出されている通知に基づき、適切な措置を講じている。 ※令和6年3月31日までの経過措置あり イについて　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会については、幅広い職種により構成すること、外部の者も含め感染対策の知識を有する者の参画を得ることが望ましい。また、構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当を決めておくことが必要 ロについて　感染症の予防及びまん延の防止のための指針については平常時及び発生時の対応を規定すること。それぞれの記載項目については「介護現場における感染対策の手引き」（厚生労働省HP）を参照すること。 ハについて　研修、訓練とも年２回以上。新規採用時には別に研修を実施すること。		□	□	□	・感染症対策マニュアル等 ・指導等に関する記録 ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の議事録 ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ・研修等参加記録
37	掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ※重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることによって、掲示に代えることができます。	条例109条（35条準用） 基準第3条の32	□	□	□	・掲示物（配架物）
	2021改正						
38	秘密保持等	従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	条例109条（36条準用） 基準第3条の33	□	□	□	・就業時の取り決め等の記録 ・就業規則 ・従業者の誓約書等
		従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。		□	□	□	
		サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。		□	□	□	・利用者及び家族の同意書
39	広告	広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	条例109条（37条準用） 基準第3条の34	□	□	□	・広告物
40	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	条例109条（38条準用） 基準第3条の35	□	□	□	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
				適	不適	非該当	
41	苦情処理	提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	条例109条（39条準用） 基準第3条の36	□	□	□	・運営規程 ・苦情に関する記録 ・苦情対応マニュアル ・苦情に対する対応結果記録 ・指導等に関する改善記録 ・市町村への報告記録 ・国保連からの指導に対する改善記録 ・国保連への報告書
		苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。		□	□	□	
		苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。		□	□	□	
		提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出等の求めに応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。		□	□	□	
		市町村からの求めがあった場合には改善内容を市町村に報告していますか。		□	□	□	
		提供したサービス係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。		□	□	□	
		国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。		□	□	□	
42	調査への協力等	提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	条例第105条 基準第84条	□	□	□	
43	地域との連携等 2021改正	サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置していますか。	条例第109条（第60条の17準用） 基準第85条	□	□	□	・地域交流に関する記録 ・運営推進会議の記録 ・外部評価の結果
		テレビ電話装置等を活用して運営推進会議を開催するにあたり、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得ていますか。		□	□	□	
		運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催し、活動状況を報告し、その評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。		□	□	□	
		報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表していますか。		□	□	□	
		事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。		□	□	□	
		事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めていますか。		□	□	□	
44	居住機能を担う併設施設等への入居	可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が他の施設等へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めていますか。	条例第107条 基準第86条	□	□	□	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
				適	不適	非該当	
45	事故発生時の対応	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。（過去に事故が発生していない場合、発生したときに備えて、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等への連絡や、必要な措置、事故の状況・処置について記録をする体制を整えていますか。） →事故事例の有無：　有　・　無	条例第109条（第41条準用） 基準第3条の38	□	□	□	・事故対応マニュアル ・事故に関する記録 ・事故発生報告書
		利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。（賠償すべき事故が発生したことがない場合、損害賠償を速やかに行える体制を整えていますか。） →損害賠償保険への加入：　有　・　無		□	□	□	・損害賠償関係書類
		事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。（過去に事故が生じていない場合、事故に備えて対策を講じていますか。）		□	□	□	・事故再発防止検討記録
46	会計の区分	他の事業との会計を区分していますか。	条例第109条（42条準用） 基準第3条の39	□	□	□	・会計関係書類
47	虐待の防止 2021改正	虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 イ　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っている。 ロ　虐待の防止のための指針を整備している。 ハ　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施している。 ニ　上記３つの措置を適切に実施するための担当者を置いている。 ※令和6年3月31日までの経過措置あり イについて　管理者を含む幅広い職種で構成するとともに、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。ただし、虐待等の事案については、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られないことから、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要 イ、ロについて　虐待の防止のための対策を検討する委員会での検討内容及び虐待の防止のための指針の検討内容は、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（厚生労働省HP）を参照すること ハについて　研修は年２回以上。新規採用時には別に研修を実施すること	条例第109条（第41条の2準用） 基準第3条の38の2	□	□	□	・虐待の防止のための対策を検討する委員会の議事録 ・虐待の防止のための指針 ・研修等参加記録
48	記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	条例第108条 基準第87条	□	□	□	・従業員名簿 ・備品台帳 ・居宅サービス計画 ・小規模多機能型居宅介護計画 ・サービス提供の記録 ・身体的拘束に関する記録 ・市町村への通知に係る記録 ・苦情対応結果記録 ・事故発生報告書 ・事故対応記録 ・運営推進会議に関する記録 他
		利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備していますか。 ①居宅サービス計画 ②小規模多機能型居宅介護計画 ③提供した具体的なサービスの内容等の記録 ④身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑤利用者に関する市への通知に係る記録 ⑥苦情の内容等の記録 ⑦事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録 ⑧運営推進会議に係る報告、評価、要望、助言等の記録 ⑨従業者の勤務の体制及び実績に関する記録		□	□	□	
		上記の①～⑨の書類について、以下の期間保存していますか。 （1）①～③及び⑨については、当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日 （2）④～⑧については、その完結の日から２年を経過した日まで		□	□	□	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			確認書類等
				適	不適	非該当	
Ⅴ　変更の届出等							
49		事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該小規模多機能型居宅介護事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を本市に届け出ていますか。 ・事業所の名称及び所在地 ・申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ・事業所の平面図及び設備の概要 ・事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ・運営規程 ・地域密着型介護（予防）サービス（計画）費の請求に関する事項 ・役員の氏名、生年月日及び住所 ・介護支援専門員の氏名及びその登録番号	基準保険法第78条の5	□	□	□	・届出書類の控